

松山市長旗杯大会開催支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市長旗杯大会（以下「大会」という。）の開催支援に関し必要な事項を定める。

(支援)

第2条 松山市長旗杯大会開催支援実行委員会（以下「委員会」という。）は、大会の円滑かつ継続的な運営を図るため、大会の運営に係る競技用具又は競技開催に必要な消耗品等について予算の範囲内で支援する。

(支援の対象大会)

第3条 支援の対象大会は、次に掲げるいずれかに該当し、原則、松山市で開催するスポーツ大会とする。

- (1) 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団に加盟する団体が主催する大会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体、準加盟団体及び承認団体の競技種目で、参加選手人数が50人以上の大会
- (3) 障がい者スポーツに係る大会であり、参加選手人数が20人以上の大会
- (4) その他、委員会の会長（以下「会長」という。）が適当と認める大会

(支援の範囲)

第4条 支援は、標準支援と特別支援のいずれかの方法で行い、支援の上限は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 標準支援は、全ての大会を対象とし、支援金の交付及び賞状の供与を行う。
- (2) 特別支援は、松山市長旗杯大会として初めて開催する大会を対象とし、支援対象物品及び賞状の供与を行う。
- (3) 支援対象者は、標準支援と特別支援とを合わせて受けることができない。

(支援の条件)

第5条 支援の条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援対象の大会が、国及び地方公共団体、その他団体から助成金等（但し、協賛金を除く）を受けていないこと。
- (2) 大会開催要項等の作成に当たっては、事務局と協議のうえ、協賛企業名を記載すること。
- (3) 会長から大会の遂行状況について報告を求められたときは、その指示に従い報告すること。

- (4) 委員会の事務局が主催者及び参加者を対象としたアンケート調査等を依頼した場合は、協力できること。
- (5) 生涯スポーツの普及・促進の観点から、継続した大会開催に努めること。
- (6) 正式大会名に「松山市長旗」、「松山市長杯」、「松山市民」のいずれかを表示すること。

(支援の申請)

第6条 大会主催者は、支援を受けようとするときは、支援依頼申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、大会開催初日から起算して原則30日前までに会長に申請しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 大会開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

(支援の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援内容を決定し、速やかに大会主催者に対し連絡するものとする。

(支援の中止又は廃止)

第8条 大会主催者は、大会を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 大会主催者は、大会終了日から起算して原則30日を経過する日までに、実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付の上、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 大会を開催したことが分かる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(支援金額の確定)

第10条 会長は標準支援を決定した大会主催者から、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の額を確定し、速やかに大会主催者に連絡するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により連絡を受けた大会主催者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、大会主催者から支援金請求書の提出があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月31日から施行する。

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

この要綱は、平成29年3月22日から施行し、平成29年4月1日以後に開催される大会から適用する。

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。ただし、改正前の様式第1号は、令和4年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月3日から施行し、令和5年4月1日以後に開催される大会から適用する。

別表（第4条関係） 支援の範囲
（標準支援）

単位：千円

支援対象経費	支援限度額	備考
審判謝礼	30	競技開催に必要な審判への謝礼金
市長杯又は市長旗		新規又は買い替えを予定している市長旗又は市長杯
トロフィー、楯、 カップ及びメダル		大会開催要項等において表彰規程を設けている大会で、競技参加者の内、優勝、準優勝又は3位の者の表彰に要するトロフィー、楯、カップ及びメダル
競技開催消耗品		競技開催に必要な競技消耗品
施設使用料		競技開催に必要な競技会場確保のための使用料

（特別支援）

単位：千円

支援対象物品詳細	支援限度額	備考
	詳細 限度 額	
市長杯又は市長旗	100	200
競技開催備品	100	
トロフィー、楯、 カップ及びメダル	100	
競技開催消耗品		
施設使用料		

注 1)特別支援の上限は、200 千円とする。

注 2)支援対象物品に関する留意事項

① 賞状・・・大会開催要項等において表彰規程を設けている大会で、競技参加者の内、

個人種目競技（ダブルス競技を含む）の場合は、優勝、準優勝又は3位の者に、
団体種目競技大会の場合は、優勝、準優勝又は3位の団体に各1枚ずつ、
無償での支援とする。ただし、会長が適当と認める場合は、この限りでない。

- ② 競技開催消耗品・・・試合球、ラインテープ等競技開催に要するもので、
本部運営等に要するボールペン等文具類は除く。
- ③ 施設使用料・・・特別支援を受ける場合、施設管理者に委員会から支払うため
詳細限度額以内の納付書を持参すること。
なお、市外施設については支援の対象としない。